

『獨逸學協會雜誌』掲載論説の 変遷に関する考察

兼 田 信 一 郎

はじめに

『獨逸學協會雜誌』（以下『雜誌』と略称）は、獨逸學協會から刊行され、明治一六（一八八三）年一〇月から明治三二（一八八九）年三月まで続いた雑誌である。¹この六ヵ月後、新たに『學林』という雑誌が発行されている。

ほぼ六年間つづいたこの雑誌は、発足したばかりの獨逸學協會の活動の一翼をになう重要な雑誌だった。それは後述するように、獨逸學協會の会則などからもうかがうことができる。

本稿は、この雑誌が発刊から停刊までの間にどのような変遷をたどったのかを、編集方針の変化などを中心に見ようとするものである。このことは、単に明治期の欧米の学術撰取の状況をうかがおうとするだけではない。獨逸學協會という、当時の日本においてドイツの学問成

果の紹介を担った、ほとんど唯一の組織が、最終的にドイツ語を習得した人材の育成を目的とする教育活動の団体となっていた意味を考える一助となると思う。

ところで、『雜誌』に関しては、すでに『獨協学園史 資料集成』²（以下『資料集成』と略称）に「獨逸學協會雜誌目次一覧」と「獨逸學協會雜誌著訳者別一覧」が掲載されており、これにより基本的情報を得ることができると言える。また、『雜誌』の意義についても『獨協学園史 1881-2000』³（以下『学園史』と略称）第四章第三節「平田東助と獨逸學協會」⁴、第四節「民権運動と獨逸學派」⁵などをはじめとして、『学園史』の各所で言及されている。⁶しかし、ここでは『雜誌』が担ったドイツの学問成果の紹介の意義が強調されており、いわば発行の意味という静態的分析に止まっていて、『雜誌』自体の変遷という動態的分析はなされていない。また、本稿作成の過程で、上述の「目次一覧」の一部に誤りがあることが判明した。そこで今回、獨協大学図書

館および獨協中学・高等学校図書館（以下「獨協中高図書館」と略称）所蔵の復印本を用いて、あらためて内容一覽を作成した（二六頁以下参照）。またその際、「雑件」（のちに「雜録門」とよばれる）とよばれる、おもにドイツの新聞記事の翻訳を掲載した部分の補綴と備考を添付した。今回はこれをもとに『雜誌』の意義を考えてみたい。

一、『獨逸學協會雜誌』の概要

最初に、この雑誌の発行情形などを確認しておこう。『雜誌』一号の「発行緒言」には次のようにある。

獨逸學協會ヲ設立スルニ当テ、先ツ彼國學士ノ論述スル政理法理等ノ諸書ヲ訳シ、之ヲ刊行スル無慮數十卷。獨逸國學風ノ淵源スル所ヲ以テ世人ニ示ス者尠シトセス。爾來、鉛槧ノ業倦マス、ト雖トモ一書ヲ訳スル尚数月ヲ累サヌ。之カ為メ日ヲ曠クスルハ本会ノ志ニアラサルナリ。今後更ニ毎月雜誌一冊ヲ發行シテ獨逸書中ニ於テ簡要ナル篇章ヲ揀ヒ之ヲ訳載シ、圈外併セテ本会及内外ノ學事ヲ記入シ、近ク世人ニ示サントス。或ハ以テ學海ノ津梁ト為スヲ得ンカ。（文中句読点は筆者。以下同）

これによると、それまでの協会によるドイツの書籍の翻訳、出版活

動に加えて、ドイツ書中の「簡要」な個所を適時翻訳して紹介し、あわせて国内外の諸学に関する記事を掲載し、諸情報を提供しようとするものであることがわかる。⁷⁾

この一号の巻末には、すでに協会から出版されている数冊の訳書の名が載っている。⁸⁾つまり、明治一四（一八八一）年九月に発足した獨逸學協會は、発足から二年の間にすでに数冊の翻訳書を出しているのであり、「獨逸学」の紹介・普及の活動にかなりの力を注いでいたことがわかる。その事業を継続しながら、あわせて、ドイツを中心に次々と日本にもたらされる、学術的あるいは社会的情報を、適時提供する目的でこの雑誌を出していったことになる。このことは、同協会の設立趣旨に沿うものであった。

「獨逸學協會改正定款」の第二条には、⁹⁾

協会ノ目的ハ

第一 獨逸學校ヲ設ケ、學士ヲ養正スル事、

第二 何科ニ限ラス獨逸書ヲ翻訳シ、或ハ既訳ノ書ヲ刊行シテ、

廣ク世益ヲ計ル事

但、当分ハ第二ノ目的ヲ主トシテ行ヒ、後日相当ノ資本ヲ得ルニ及ンデ第一ノ目的ニ着手スヘシ

とあり、明治一四（一八八一）年に設立された獨逸學協會の当初の活動が、ドイツ書の翻訳、出版にあったことがわかる。¹⁰⁾しかし、書籍の翻訳出版には相当の時間を要するのであり、時宜を得た情報提供には

向かなかった。その欠点を補うのが『雑誌』の役割だった。このことは『雑誌』一号から三四号まで掲げられていた「小引」にも明らかである。ここで一号の「小引」(のちに『雑誌』では「例言」に改まる)の内容をみてみよう。

一、本誌ハ独逸ノ学理ヲ普ク本邦ニ播布スルノ目的ヲ以テ発行ス。故ニ誌中ニ記スル所ハ専ラ独逸ノ政治法律理学等ノ訳文論説ヲ以テシ、且内外學術ノ事蹟及ヒ本会緊要ノ事項ヲ附載ス。

「小引」の冒頭は、この雑誌の発行目的を明確にしている。とくに、「専ラ独逸ノ政治法律理学等ノ訳文論説」と「内外學術ノ事蹟」の紹介を目的にしていることからすると、本雑誌はさながら、ドイツの学問研究の成果とその根本をなしている思想的背景(＝学理)を伝える学術情報誌の性格を有していた¹¹⁾。

ところで、この一号の「小引」の記載によると、雑誌は「当分」毎月一回の発行としている。そのことは六六号まで守られた。定価は八錢で、これも最後まで変わっていない。当時の物価水準からすると、価格が高いのか妥当なのかを判断するのは難しいが、大体一錢¹²⁾一〇〇円とすると八〇〇円となり、決して高価な雑誌ではなかったように思う。編輯人は鶴岡義五郎で、これも六六号まで変わらなかった。

この人物については、詳しくはわからないが、『雑誌』四号巻末附録の「明治十六年九月一〇日改正獨逸學協會會員」なる名簿によると、

「學校職員 書記」として載っている。また「持主」(のちに「持主兼印刷人」さらに「発行人兼印刷人」へと名称が変わる)には「武井五蔵」が載っているが、やがて一〇号から「生田堯則」に代わり、さらに四二号から「司馬亨太郎」の名があがってくる。司馬はいうまでもなく、後の独逸学協会学校の第八代校長である。さらに、五三号から印刷人は北澤九次郎、発行人は益森英亮へとかわっていく。これらの人々は、北澤を除いて全員独逸学協会の会員であった。

発行所はもちろん独逸学協会であるが、一号ではその所在地は、「麴町区上二番町十五番地」とある。『学園史』¹³⁾にのる「年表I」によると、独逸学協会は明治十六(一八八三)年一〇月四日に事務所を「麴町区上二番町十五番地」から「麴町区五番町十三番地」に移したことになるが、一号の発行所は以前の住所のままとなっている。しかし、二号からは新住所になっている。おそらく一号の印刷の際に新住所への差し替えが間に合わなかったのであろう。そして、一〇号から、「神田区西小川町一丁目十五番地」に変更し、六六号まで変わっていない。つまり、明治一六年一〇月に創立した独逸学協会学校が麴町から神田の新校舎に移ったことに伴い、この協会の事務所も神田校舎内に移った、ということである。

ここで章を改めて、『雑誌』の分析に移ろう。

二、『獨逸學協會雜誌』の分析

現在『雜誌』は獨協大学にも、目白にある獨協中高にも全巻は所蔵されていない。獨協中高図書館には『雜誌』の原本数冊がある。しかし、これも同校の元国語科教諭、安藤維男氏が古書店などで購入され、図書館に寄贈したものである。それ以外は、すべて早稲田大学図書館所蔵のものを復印したものである。獨協大学には、北海道大学所蔵のものなどから復印したものが製本されている。

ところで、『資料集成』に掲載されている「獨逸学協会雑誌目次一覽」では、六〇・六一・六二・六四・六五号が欠本の形になっている。ところが、獨協中高図書館ならびに獨協大学図書館所蔵復印本で確認したところ、六三号のものとして掲載されている内容は、実は六五号のものであることが判明した。したがって、「目次一覽」の六三号は六五号の誤りである。そうすると、現在未確認の号数は六〇・六一・六二・六三・六四号ということになる。

『雜誌』掲載論説本数一覽

号数	本数	号数	本数
1	3	34	4
2	3	35	3
3	3	36	2
4	3	37	3
5	4	38	3
6	3	39	4
7	3	40	3
8	4	41	3
9	4	42	4
10	3	43	3
11	3	44	4
12	3	45	3
13	2	46	3
14	4	47	3
15	3	48	4
16	3	49	3
17	3	50	3
18	2	51	3
19	2	52	3
20	2	53	3
21	2	54	3
22	3	55	2
23	3	56	3
24	2	57	2
25	2	58	3
26	2	59	4
27	2	60	*
28	2	61	*
29	3	62	*
30	3	63	*
31	3	64	*
32	3	65	3
33	3	66	3

『雜誌』は毎月一五日が発行日で、毎号大体六〇〜七〇頁のボリュームである。末尾に掲載されている広告を入れても七五頁前後である。『雜誌』には各号二〜四本の論説文が掲載されている（『雜誌』掲載論説本数一覽参照）。また、その他に「雑件」（三五号以降は「雑録門」という項がたてられ、ドイツで発行されている新聞の記事を訳して掲載するのを中心にして諸情報を提供している。さらに、不定期に「雑件」の後に「本会録事」として、毎年春・秋二回開催される獨逸学協会の総会の内容報告を掲載し、中には講演会の内容を掲載している号もある。すでに指摘されているように、一号には、この雑誌の発刊と同月に開校した獨逸学協会学校の設立にあたっての「委員長品川氏ノ演説（明治一六年九月）」、「獨逸学協会学校設立趣旨」、「変則科規則」が掲載され、つづく二号には、「會長北白川宮殿下ノ祝詞」、「校長西周氏演説ノ筆記」などが掲載されている。また、四・五号には、名誉会員で東京大学教授ラートゲンの行政法講義が開催され大きな反響をよんだこと、その講義録の購入希望者の数や聴講料、印刷した講義録の価格などが記されている。この講義は人々の関心を引いた

ように、一六号には講義録頒布後もその反響が大きく、そのために講義の継続のための規約を新たに提示している。さらに、これもほぼ年一回のペースで新入会員、退会会員の数・氏名を載せている。

ところで、この「雑件」の中に独逸学協会学校の生徒数、校則変更、昇級生数、入学応募者数など、発足した学校に関する記事も目に付く。このことは、独逸学協会がその設立目的の第一であった学士養成のための学校が発足し、会員にとってもその活動状況が気になるところであったことを示唆しているのではなからうか。新宮讓治氏は、設立当初、普通科への希望は比較的あったようだが、変則科はなかなか応募者が集まらず、まもなく廃止され（一八八五年）、これが最初の挫折であったとしている¹⁸。再三にわたる学校の運営状況に関する報告は、設立したとはいえ、なかなか思うように世間の関心が高まらない状況に危機感を募らせていた様子をうかがえるように思う。

さて、『雑誌』に掲載された論説は分載されるものが多かった。大體二〜三回にわたって掲載されている。そこで、分載論説を一本の論説と見なして本数を数えてみると（現在確認されている号数のみ）、全部で八三本である（「雑件」の記事は除く）。そのうち最も論説本数が多いのは、やはり法律学・政治学分野で、三七本ある。次に多いのは経済学分野で一九本。そのほか、歴史関係七本、教育関係六本、思想・哲学関係五本、アジア関係¹⁹三本、軍事関係二本、その他四本となっている。ところで、先に掲げた『雑誌』の「小引」では、政治・法律・理学の論説の掲載を専らとするとしているが、実際に掲載論説をみると政治・法律分野の論文だけでは全体の四割強を占めるに

止まっている。理学関係の論説²⁰は全くといってよいほどない。わずかに「その他」に分類した中の、三号に掲載された岩佐巖の「火葬論」が関連するかと思われる。これは、当時ドイツで開発された火葬用の釜の特長を報告しているもので、厳密には論文とはいえない。しかも協会会員によるこの論説は、同じ号に載っている平田東助述の「経済沿革略史」とともに『雑誌』にはじめて掲載された日本人の文章である。そう考えると、岩佐論文は異例のものといえる。なぜこれが掲載されたのか、今のところ不明といわざるを得ない。

ほかの「その他」に分類したものは、二二号の「日本ノ画工」（奥国東洋月報からの訳文）、五〇号「独逸文学ノ沿革」（山吉盛光纂訳三回連載）、五二号の平田東助演説「日本文学ノ方針」である。いずれも、『雑誌』の趣旨から逸脱しているものといえよう。

しかしながら、この他にも歴史関係、教育関係、アジア関係など、最初の『雑誌』の趣旨から離れた論説も意外と多いことに気づく。すでに、堅田剛氏、新宮氏が指摘しているように、この雑誌は、自由民権運動が英米の学問を基盤にしていることに対抗するための国策的動機から注目された独逸学を導入・普及する独逸学協会²¹が発行した雑誌であり、特に明治一四年の政変後は、ドイツの法学理論やドイツ法をもととした行政運営を担える行政官僚の育成が求められた。その点では法律・政治関係あるいは国家学関係のドイツ人の手になる論説が掲載されることが主となることは当然だった。しかし、結果としてそれ以外の分野の論説が約四割を占めたのである。そのことがもつ意味をここで少し考えてみたい。

さてそこで、先に掲げた「『雑誌』掲載論説本数一覧」を再び見てみると、掲載論説の本数が時期によって変化があることがわかる。具体的には一号から一七号までは、連載もあわせて三ないし四本の論説が載っているが、一八号から二八号までは、二二、二三号を除いて、二本にとどまっている。その上、二二号に掲載されている論説のうちの一冊は、先に「その他」に分類した「日本ノ画工」である。これは前述したように、オーストリアの月刊誌からの訳出のようで、形式から言うと本来「雑件」の項に入ってもおかしくないものである。さらに、二三号の三本の論説のうち、ハウスホーフ著、関澄蔵訳「経済統計論」(第二回)以外の論説は「伯林官立中学校(第一等)校則」と「貴族学校生徒寄宿舎規則」であり、これも正確には論説ではなくドイツの学校運営に関わる資料である。してみると、この二冊の雑誌の論説は事実上二本以下ということになる。このように、正確には論説といえず、本来は雑件の項に掲載してきたドイツの新聞記事などが論説として掲げられている場合が一八号から二八号までの間に散見している。そして、その後二九号から再び一雑誌三本の論説掲載にもどるが、二八号、二九号、三二号には牧野孝平なる人物による「支那経済論」、「支那経済論続稿」という、『雑誌』の趣旨からすると極めて異質な論説が登場する。そして三〇号から甘寝齋主人(西周の号)訳によるイエーリングの「権利闘争論」が登場し、それが三三号まで連載されるが、三三号の末に「未完ノママ訳稿ナラザル故」暫く休載となった²³⁾。さらに、三四号には「普国ノ興王布利特隣大王ノ伝 大王幼時ノ教育」なる題目でルードウヒ・ハーンのフリードリヒ二世の伝

記が訳出された。これも『雑誌』にはじめて登場した歴史関係のものである。しかも、この号にはブルンチュリーとロッシェルの論説が掲載されているが、訳者の名が掲載されていない。そして、次の三五号は、『雑誌』の構成上最も大きな変化のおきた一冊となった。

この三五号の巻頭には新しい「例言」が掲げられた。以下のものがある。

- 一 本誌ハ独逸智識輸入ノ目的ヲ以テ発行ス
- 一 本誌ハ政法、文理、雑録ノ三門ヲ設ケ、政法門ハ政治、法律、経済等ニ係ル論説ヲ掲ケ、文理門ニハ哲学、歴史、及理科学ニ関スルモノヲ載セ、雑録門ニハ内外学事上ノ事項ヲ記ス
- 一 政法、文理二門ニハ、時々会員ノ論説文章ヲノスルコトアルヘシ
- 一 本誌ハ毎月一回発兌ス

この例言では、『雑誌』が第一にドイツの學術・智識の輸入紹介を目的としている点は従来のもものと変わっていないように見える。しかし、この号以降は、第二項にあるように、全体の構成が政治・法制関係の論説を集める政法門、文学・歴史学・理学関係の論説を載せる文理門、従来の雑件にあたり、内外の諸学関係の情報等をまとめた雑録門、の三部門にわけられるようになった。特に、人文科学分野を新たに設けたことは、この雑誌の性格を大きく転換するものであったと考えられる。すなわち、一号の「小引」にあるように、「専ラ独逸ノ政治法律理学等ノ訳文論説ヲ」掲載することが原則だったこの雑誌に他

の分野の論説を掲載することができるようになったのである。しかも、第三項では政法・文理門には独逸学協会の会員の論説を「時々」載せるとしている。これはすなわち、ドイツ語の論説あるいは学術書中の部分の翻訳だけではなく、独逸学協会会員個人の論説を掲載することを表明したのである。このことは雑誌の性格を大きく変えることになったと思う。

実際に三五号以降、たとえば、ルードウツヒ・ハーンの「普国興王布利特隣大王之伝」、「比斯馬耳克侯二拾年間政蹟」などの伝記、「独逸文学ノ沿革」などが登場している。ただし、協会会員の論説はほとんど増えていない。かわりに「無名氏」「橋園主人」「逐鹿学人」など匿名・別号での執筆・投稿が現れる。これらの匿名・別号の人物が協会会員なのかどうかは、現在のところ不明といわざるを得ない。いずれにしても、あたらしい「例言」の第三項は十分に生かされたとは言えない。実はそのことが、この『雑誌』が続かなかった一因でもあるようだ。

『雑誌』が停止した明治二二（一八八九）年四月から六ヶ月後の一〇月に、独逸学協会は新雑誌『學林』を発行した。その巻頭言で加藤弘之が次のように記している。

独逸学協会雑誌ハ数年前ヨリ独乙協协会会员ノ編輯発兌セルモノナリシカ、事故アリテ数月前ヨリ一時休刊セシニ……（下略）。

これによると、『雑誌』が「事故」によって停止したことを述べて

いるが、同時に、加藤から見た『雑誌』の問題点も指摘されている。²⁵

余カ所見ヲ以テスレハ、猶申分ナシトハ云ハレサリキ、何故ナレハ、該雑誌ニハ二個ノ欠典アリケレハナリ、其一ニハ、該雑誌ノ論文ハ過半ハ独乙人ノ論説ヲ翻訳セシモノニシテ、本邦学士ノ論文ハ甚タ稀レナリキ、其ノ二ニハ、独乙学ト云ヘハ、（中略）理学、医学、哲学等ニ属セル論説ノ如キハ、殆ト寥々タリキ、余ハ此ニ欠典アルヲ以テ、好テ之ヲ読ムノ意ハアラサリキ、（下略）

これによると、加藤は『雑誌』がドイツ人の論説の掲載を中心としていて、協会会員の論説を掲載できていなかったことと、医学・理学・哲学などの分野の論説がほとんど掲載されていないことを「欠典」として指摘している。それを受けてか、『學林』の例言は次のようなものとなっている。

一 本誌ハ政治、法律、經濟、財政、文学、理科、工芸、医学、統計等ノ學術ニ関スル事項ヲ記載シ以テ斯ノ学ヲ研窮スルノ資料トス

一 本誌ハ主トシテ独逸学協会会員ノ論説ヲ登録シ其他英仏和漢学者ノ論説ヲモ博ク登録スベキモノナリ
一 本誌ニ玉稿ヲ寄送セラレントスル諸君ハ住所氏名御明記ノ上
売捌所牧野書房へ宛テ御送付アルヘシ

但シ取捨ハ編輯人ノ意ニ任ス

このように、新雑誌『學林』は広範囲の学術分野の情報（例言では「事項」とする）を掲載し、しかも第二項にあるように、協会会員以外の者も投稿できるようになり、その点では開かれた学術情報誌となつたといえる。これこそ、まさに『雑誌』三五号以降の編集新原則が継承された姿といえる。ということは、先にも述べたように、『雑誌』三五号の新編集原則は、『雑誌』には十分に生かされなかつたのである。そう考えると加藤は『雑誌』のあり方になりに強い不満を持っていた。上記の「祝辞」の中にも「余ハ此ニ欠典アルヲ以テ、好テ之ヲ読ムノ意ハアラサリキ」と書いている。

ところで、三五号を契機に変化したことがもう一つある。それは、基本的に論説の翻訳者名が記載されなくなつたことである。後掲の『獨逸學協會雑誌』掲載論説一覧を見ると、三九・四一・四三・四五号に載る平田東助纂訳の「貨幣本位論」と四八号の中根重一訳の「宇内經濟ノ前途」、五〇・五五号掲載の山吉盛光纂訳の「獨逸文學ノ沿革」、五一・五三・五六号掲載の花房直三郎訳の「亜米利加ノ競争並ニ歐羅巴中部、就中獨逸農業ノ景況」、そして「逐鹿学人」訳のマツキス・ウキルト「地租論」の以上五点の訳者が判明するのみである。このことは何を意味するのであろうか。

この中で、「逐鹿学人」を除く四名は、いずれも三五号以前からドイツ語論説を翻訳している協会会員である。平田はここで取り上げることもあるまい。中根重一は、明治一六年には、太政官文書局御用掛准判任で外務省翻訳官、獨逸學協會学校幹事²⁶。山吉盛光は、父親の盛典が協会会員で、本人は明治一九年段階で内閣官報局所属であつたよ

うだ。²⁷花房直三郎は東京外国学校教諭で内閣統計局長を務めている。²⁸つまり、いずれも当時、明治政府の実務職に就いていた。そのことを考えると、翻訳者名が伏せられた背景には、翻訳者の氏名が判明すると当人に何らかのリスクが生じることがあつたのか、あるいは翻訳者の間ではいまだ十分にその存在が認知されておらず、語学力に不安が残る者だつたか、いずれかではないかと考えられる。

しかし、先に見たように、三五号以降でも五名の翻訳者はその名を記されているのであり、この雑誌に翻訳者として氏名が掲載されることで特段の不利が生じる可能性があつたと考える必要はなからう。むしろ、英仏の啓蒙主義に対して獨逸法學や國家學への期待と関心が集まっている時期であり、翻訳自体が危険視されることはなかつたはずである。してみると、翻訳者の氏名が示されなかつた背景には後者、つまり、翻訳者が当時、翻訳の世界ではあまり著名でなかつたと考えるのが妥当であらう。

以上みてきたように、『雑誌』三五号は、「例言」の改定による掲載論説の範囲の拡大や、翻訳のみに固執しない新方針を打ち出したこと、さらに、ドイツ語論説の翻訳者名の不掲載など、この雑誌の性格が大きく変わる契機となつた一冊だつた。全六六冊というこの雑誌の発行からほぼ三年目にしておこつた出来事だつた。では、なぜこうした変化が三年目に起こつたのであろうか。推論の域を出ないが、考えられることを述べてみたい。

三、『獨逸學協會雜誌』構成變質の背景

いままで見てきたように、『雜誌』は、三五号を契機に構成が大きく変化したと言えるが、なぜそのようなことが起こったのか。

その点でかかわるのは、先にあげた『雜誌』各号の掲載論説の本数変遷だと思ふ。これを見る限り、一八号以降、明らかに論説の本数が減っている。しかも、この号以降、たとえば「小農生計改良論」(二二二号)、「經濟統計論」(二三号)、「經濟論」(二五号)、「經濟沿革史」(二七号)、そして先に掲げた牧野孝平の「支那經濟論」など、法律関係の論説にかわって經濟関係の論説が相次いで掲載されている。しかも、まだこの時点では法律政治関係の論説掲載を中心とするという最初の「小引」の規定は変更されていない。ということは、『雜誌』創刊から一年半あまりで、『雜誌』の論説編成が当初の原則から乖離し始めていたということになる。

このことに関して、別の角度から見よう。これも先に述べたが、『雜誌』には毎号「獨逸學協會出版書目」として獨逸學協會が発行元となつてゐる書籍の一覧が掲げられている。²⁹⁾たとえば、今取り上げてゐる一八号に掲載されている書名をあげてみると、

- 獨逸文法階梯 ②
- 建国説 ②
- 瓦敦堡憲法 ②
- 國權論 ②

國理論 ②

國家論 ②

字漏生國法論 ①

普国布利特隣大王農政要略 ⑥

獨逸郵便必携 ⑥

兵制學 ①

公衆衛生論 ①

獨逸法律政治論纂 ①

万国公法戰爭条規 ①

獨逸學ノ利害及國家ニ對スルノ得失 ①

獨字政典 ③

獨逸讀本 ⑩

巴威里憲法 ⑨

獨逸貯金論 ⑩

以上の書籍が掲げられている。書名の下の数字は、各書籍の広告の初出の雑誌号数であるが、ほとんどの書籍は『雜誌』一・二号に掲載されている。たとえば、現在獨協中高図書館所蔵のシュールチェ原著、木下周一訳の『國權論』第壹号は、表紙に「明治一五年一月 日獨逸協會出版」と記されていて、小冊子のような形で出版されている(全八頁)。同じくシュールチェ原著、木下周一・荒川邦蔵訳『字漏生國法論』二卷は、明治一五年六月二〇日に出版免許を取得し、明治一五年七月付けの出版である。³⁰⁾この両書籍とも雑誌創刊以前に出版された。

『雑誌』一・二号の広告に載っている以外の新刊の書籍の宣伝が次に載るのは三号で、それ以降、六号^①、九号^②、一〇号^③とつづき、その次は一九号^④に登場するロエスレル述、独逸学協会訳『仏国革命論』となっている。しかも、この『仏国革命論』は、独逸学協会の名で出版された書籍のうち数少ない「独逸学協会訳」の書物なのである。ということは、大半の書籍は、独逸学協会会員個人の訳書の形式となっているのである。そして、二〇号^⑤の「本会録事」には次のような記事がある。

本会ニ於イテ翻訳ニ着手シタル独逸六法ハ、客月既ニ其第壹冊（裁判編成法）、本月其ノ第二冊（刑法）ヲ出版セリ。第三冊（治罪法）ハ不日刷成スヘシ

すなわち、独逸学協会の出版活動の中で最も注目すべき訳書たる『独逸六法』が協会発足から四年目にしてようやく実現した。そして、巻末の広告では

独逸学協会翻訳

第一 定価金二十銭

第二 定価金四十銭

とあり、この時点で第二巻まで刊行された。ところが、次の二二号には

山脇玄・今村研介共訳

一 独逸
六法裁判所編成法

全壹冊 定価金貳拾銭

山脇玄・今村研介共訳

一 独逸
六法刑

法

全壹冊 定価金四拾銭

山脇玄・今村研介共訳

一 独逸
六法治

罪 法

全壹冊 定価金四拾五銭

となっていて、翻訳主体は独逸学協会から山脇玄、今村研介二名の共訳に変更されている。その後、二六号^⑥に「訴訟法」が、そして時間をおいて三九号^⑦に「商法」が近刊される旨の広告があり、次の四〇号^⑧に「定価金四十五銭」として刊行されたことがわかる。さらに、四六号^⑨から裁判所編成法の広告では第二版となっていて、発刊から二年で第二版を出しているところを見ると、かなり好評だった。^⑩

このように、独逸学協会の翻訳活動の頂点ともいえる『独逸六法』も、最初の広告の「独逸学協会」から次号では山脇玄と今村研介の共訳に変わっている。その他の書籍を見てみても、「独逸学協会訳」として出版されているのは、先に掲げた『仏国革命論』とラートゲン講述・独逸学協会訳『行政学講義』の二点のみである。^⑪ こうしたことから考えると、結局、独逸学協会の設立趣旨の第二にある「独逸書ヲ翻訳シ、或ハ既訳ノ書ヲ刊行シテ」独逸学を「世上ニ示ス」という点に関しては、事実上、会員の翻訳した書籍を刊行する、つまり後者が活動の中心であった。おそらく、個人が翻訳した書籍の出版許可を得てくる仕事などが中心であったのではなからうか。

このように、ドイツの学問の精華を日本に紹介・普及し、英米の自由主義思想に対抗する国策的使命をおびていた独逸学協会の活動は、帰するところ会員個々の翻訳・紹介活動に負うところが大きく、^⑫ 組織

としての活動の中心はやはり、ドイツ語を身につけた人材の育成にあったといえる。

すでに、『雑誌』発行と同時期に独逸学協会学校が開校し、協会の目的の第一が予想より早く実現していた。その経営や学生の募集に心血を注がねばならなかったことは十分にうかがい知ることができ。また、ドイツ書の翻訳活動も、会員個々人の活動に負うところが大きかった状態の中で、明治政府の各部署で実務に従事する会員や、協会幹部で政府の重鎮たちも、憲法制定と法典編纂に向けて本格的に活動を強める時期に入っていた。そんな明治一八年に入ると、ドイツの時事的な情報はともかく、法律・行政に関する論説を適時選択・翻訳し月刊雑誌に掲載していくということは、当時の協会の活動にとってはかなり負担となるか、少なくとも十分な準備などができない状態となっていたと考えられる。率直に言えば、発刊から二年あまりたった段階で、掲載すべき法律・行政に関する論説の収集・翻訳活動が困難となってきたのではなからうか。それゆえに、むしろ裾野を広げいかざるを得なかったというのが実態であったように思う。そうしたことが背景にあって、三五号の時点で、大きくその編集方針を変えていったと考えられるのである。

結びにかえて

最後に、これまでの考察の内容をまとめて、結びにかえたい。

『獨逸學協会雑誌』は、明治一六（一八八三）年、独逸学協会がドイツの各分野の書籍を翻訳・出版する傍ら、特に法学・政治学関係の書籍中の簡要な部分の翻訳、およびドイツの政治・経済にかかわる最新情報を紹介し、あわせて同時期に開校した独逸学協会学校の事項や会員の異動などを掲載した雑誌であった。

この雑誌が出された年、明治政府では、勅命をうけて欧州で憲法調査を行った伊藤博文が帰国し、翌年から本格的に憲法制定に向けて草案作成に着手していた。このような中で、当初の原則に沿って、法律・行政・政治にかかわるドイツの論説を掲載し、この分野でのドイツの実情やその学問研究の背景にある思想を紹介していたこの雑誌には一定の影響力があつたと考えられる。

しかし、明治一八（一八八五）年を境にして、この雑誌に掲載される論説は法学・行政学に関わるものから次第に経済学・統計学の分野に関わるものが増え始め、同時に日本人の論説も増え始めるようになった。この変化は、やがて三五号での、掲載論説を法律・政治に限定することなく広く掲載する、協会会員の論説も掲載する、などの大幅な編集方針の変更につながっていったと考えられる。

こうした変化がおきた背景には、(一)独逸学協会（具体的に山脇玄・今村研介兩人だと思われる）の翻訳作業の結果『独逸六法』がようや

く出版され、独逸学協会の設立目的の一つであるドイツの学問成果の翻訳・出版事業が一定の成果をあげていたと思われること、(二)この年に専修科が開設され、ドイツ法に熟知した法律・行政の専門官吏の育成が始まっており、この学校の真の面目をあらわす課程の開設で、学校運営が新たに拡大したこと、(三)当時、独逸学協会の主要幹部が明治政府の中枢で活動しており、憲法制定や法制度の整備へむけて政府あげての作業に忙殺されていたと考えられること、などによって、おそらく協会の活動に深く関わられなくなっていったことが考えられる。このことに関連して、『学園史』第二章、第三節の松本安正氏の手による「獨協五十年人物誌」には次のような記載がある。⁴³

わが有松（のちに枢密顧問官になった有松英義のこと。筆者注）氏の官途における出身の閥歴が堂々たりしことは、さらにいうまでもなく、（中略）筆者は有松氏に次いで、直ぐ第二回の卒業生であったから、氏の平生を熟知しているが、氏は学生時代より随分苦学せられたもので、その頃、獨逸学協会より発刊せる機関雜誌ならびに自治雜誌等の編集を引受け、早くも氏独特の文筆をもって協会ないし母校のために、多大の宣伝助力をなし居られたのである。筆者も当時、この苦学に同情して、原文の翻訳を手伝い、編輯の一部を助けたことありて、爾来四十余年間、互いに親しき管鮑の交わりを偷えなかつたのである。（下略）

この松本氏の記述どおりであるならば、先に指摘した、三五号以降に

掲載されている論説に訳者の氏名が見当たらなくなる事情もわかる。つまり、このころ翻訳は、有松氏や松本氏ら専修科の学生が行っていた。だからこそ、翻訳者の氏名を伏せる必要があったと考えられる。独逸学協会という、明治政府の中枢を構成する諸氏が会員に名を連ねている団体の月刊雑誌に、法律の専門官吏を養成する専修科に在籍する学生の手による翻訳文が掲載されていることは、やはり問題が生じる可能性があったと考えるほうが自然ではなからうか。

こうして、ドイツ学の精華の翻訳活動と両輪をなしていた、「独逸書中ニ於テ簡要ナル篇章ヲ揀ヒ之ヲ訳載シ、圏外併セテ本会及内外ノ学事ヲ記入シ、近ク世人ニ示」す目的で創刊された『獨逸學協會雜誌』は、自由民権運動の高まり、条約改正、憲法制定など諸問題が噴出していた激動の時代の中で、その性格を変えながら、その役割を明治二二年に終えていったのである。

- (1) 現在確認できるのは六六号までである。
- (2) 獨協学園百年史編纂委員会編『獨協学園史 資料集成』（獨協学園、二〇〇〇年五月）。
- (3) 獨協学園百年史編纂委員会編『獨協学園史 1881—2000』（獨協学園、二〇〇〇年五月）。
- (4) とくに同右、二八四—二八六頁。
- (5) 同右、三〇〇—三〇二頁。
- (6) 同右第二章「獨逸学協会学校の五十年」（本章は獨逸学協会学校同窓会編『獨逸学協会学校五十年史』（一九三三年）を再録したものである）、第五章「獨逸学協会の研究」（本章は、堅田剛「獨逸学協会と明治法制」（木鐸社、一九九九年一〇月）の第一章—第四章を再録したものである）。

そのほか、新宮謙治『独逸学協会学校の研究』（校倉書房、二〇〇七年三月）の中でも若干言及されている。

(7) 前掲注(3)、二八五頁。

(8) 掲載書籍はシュールチェ『李滌生国法論』、フォン・スタイン『兵制学』、サンデル『公衆衛生論』、ブルンチュリー『政治学』、飯山正秀纂訳『独逸法律政治論纂』、ブルンチュリー『万国公法戦争条規』、リョースレル『独逸学ノ利害及国家ニ対スルノ得失』の七冊だった。なお、二号からは「独逸学協會出版書目」としてシュールチェ『国権論』、ブルンチュリー『国家論』、スタイン『国理論』などが加わっている。

(9) 獨逸学園百年史編纂室編『獨協百年』第一号（獨逸学園百年史編纂委員会、一九八〇年五月）三六二頁。

(10) 前掲注(3)、第五章の注一、および第二章七六一七七頁。

(11) 細かく見ると、「発行緒言」と「小引」には若干のズレがある。「発行緒言」はドイツの書籍中の「簡要」な部分の選択・翻訳を中心とするとしているが、「小引」ではドイツの法律政治理学等の「論説」を専ら掲載するという、論文の掲載を中心にする読み取ることができる。しかし、両者の意図するところは、畢竟、内容的にもまた思想的にもドイツの学問研究の精華で、かつ英仏の学問に対抗できる水準のものを早く紹介し普及することにあつたとも考えられ、その意図は共通していたであろう。書籍の価格であるから、他の書籍との比較が必要であろう。ちなみに、注(8)に掲げた独逸学協会から発行されていた書籍のうち、シュールチェの『国権論』第一号は八頁で定価は四銭五厘だった。また、『李滌生国法論』第二卷（一八八二年七月）は本文二二二頁で、定価四五銭である。それをふまえると、『雑誌』は比較的廉価であったように思う。なお、出版書籍の読者層を推測する資料として品川弥一郎宛書簡が注目できる。前掲注(3)二八四頁参照。『雑誌』の発行部数は不明である。

(13) 前掲注(3)、五六一七二頁。

(14) 最初の校舎は、麹町区五番町十三番地にあった「当時空き家になっていた陸軍外人教師」の住宅をそれにあてた。前掲注(3)七九頁、および新宮前掲注(6)七〇頁参照。

(15) 現在所蔵している号は、一三・三六・三八・三九・四〇・四一・四二・

四三号である。

(16) ただし、三一二号、五四号の復印がない。

(17) 新宮前掲注(6)、五八頁。

(18) 新宮前掲注(6)、第二章第一節三「変則科の意義とその創設」参照。

(19) アジア関係とは、「東亜細亜ノ製茶及其貿易ノ変遷」（二二号）、「支那經濟論」（二八・二九号）、「支那經濟論続稿」（三二号）である。

(20) この場合「理学」を理系分野と解釈しておく。

(21) 堅田前掲注(6)、第一章「独逸学協会とドイツ法学」および新宮前掲注(6)、序章、第一章参照。

(22) この人物が独逸学協会会員だったかは不明といわざるを得ない。たしかに『資料集成』の独逸学協会会員名簿には会員として掲げられているが、この論説をもって協会会員にしているのであり、それ以外の情報がない以上、不明とするのが妥当であろう。

(23) 「甘寝齋主人」が西周であることやイェーリングの「権利闘争論」の翻訳に関する諸事情については前掲注(6)書堅田著書第五章、第六章参照。

(24) 『學林』一号（明治三年一〇月）三頁。

(25) 同右、四頁。

(26) 前掲注(2)、二七〇頁。

(27) 同右、二七八頁。

(28) 同右、二七二頁。

(29) 前掲注(3)、二八三頁にも波形昭一作成の「独逸学協会の出版書」という表がある。

(30) 同書四巻は明治一五年八月、七巻は明治一六年八月出版となっている。

(31) 明治一六年二月発行。

(32) 明治一七年六月発行。

(33) 明治一七年七月発行。

(34) 明治一八年四月発行。

(35) 明治一八年五月発行。

(36) 明治一八年一月発行。

(37) 明治一九年二月発行。

(38) 明治二〇年一月発行。

(39) 明治二〇年八月発行。

(40) 少し前になるが、『雜誌』二五号の「本会録事」によると、明治一八年の秋の時点で、独逸学協会の出版点数は三種五三冊、売上は四万二五九七冊と報告されていて、この時点では独逸学協会発行の書籍はかなりの売り上げをあげていた。

(41) しかし、このラートゲンの『行政学講義録』とロッシエルの『農業経済論』も当初は独逸学協会訳だったが、その後、それぞれ荒川邦蔵訳、関澄蔵訳、にかわっている。また、独逸学協会編として『自治纂論』が出版されている。

(42) 前掲注(3)、四五七―四五八頁参照。

(43) 前掲注(3)、八九頁。

(かねだ しんいちろう) 獨協中学・高等学校教諭、獨協大学非常勤講師

注記：備考欄に記した雑件、雑録門の論説にはタイトルのないものがある。内容から判断して仮のタイトルをつけた場合は平仮名まじりで記し、タイトルがある場合は片仮名まじりで記した。その他の場合は平仮名まじりとした。

『獨逸學協會雑誌』掲載論説一覧

著者	翻訳者	論題	頁数	備考
第1号 チュツフェル ブルンチュリー ローベルト・カイル	花房直三郎 平田東助・山脇玄 今村研介	発行緒言 国権並主権論 代議憲法ノ沿革 通俗獨逸民法問答 雑件	1-2 3-20 20-38 38-52 52-61	明治16(1883)年10月15日 今村研介は協会会員 ・委員長品川氏ノ演説(明治16年9月18日) 獨逸学協会学校設立趣旨、変則科規則を記す。
第2号 チュツヘル ブルンチュリー ローベルト・カイル	花房直三郎 今村研介	国権並主権論 代議憲法ノ沿革(第2回) 通俗獨逸民法問答(第2回) 雑件	1-19 20-38 38-43 43-58	同年11月15日 第7章～11章 訳者の名は記されていないが、前号と同一と考えられる。 訳者名はないが、前号と同一か。巻頭に「各国等族制ノ沿革」と題している。 ・会長北白川宮殿下ノ祝詞 ・校長西周氏ノ演説ト筆記 ・獨逸学協会学校教則
第3号 ブルンチュリー 平田東助(述) 岩佐 巖		代議憲法ノ沿革(第3回畢) 經濟沿革略史 火葬論 雑件	1-14 14-33 33-47 47-59	同年12月15日 ・11月学校入学試験実施正則46名・変則28名募集 ・協会からの剣道用具の寄付で校内に撃剣場開設かなう。 ・宮内省より本年より10年間1400円の下賜がある旨の恩命でる。 ・学校教則附則
第4号 加藤弘之 チュツフェル ローベルト・カイル ベッオールド	花房直三郎 今村研介 花房直三郎	自由権之進化(第1回) 国権並主権論(第3回畢) 通俗獨逸民法問答(第3回) 高利並利息制限ヲ論ス 雑件	1-10 10-25 25-35 35-51 51-59	明治17(1884)年1月15日 ・昨年12月実施入学試験及第者数正則35名変則10名。生徒総数207名 ・講義会開催、名誉会員ラートゲン氏行政法を講義 ・プロイセンの7～14才の就学者数は43万9720人 ・オーストリアのローマ官費留学制度規則、・附録として獨逸学協会会員名簿を掲載、この時点で会員97名。
第5号 エ・ホフマン アードルフ・ヘルド述 ローベルト・カイル	飯山正秀 関 澄蔵 今村研介	獨逸交通志(第1回) 奢侈ヲ論ズ 通俗獨逸民法問答(第4回) 雑件	1-23 23-41 41-55 55-62	同年2月15日 カイルは法学士 ・月光ト植物トノ關係 ・東京大学教授ラートゲン氏講義9月第1回開催93名参加、講義録請求者248名、聴講料毎月1円、講義録印刷費10ヶ月で50銭。
第6号 加藤弘之(述) リョースレル	関 澄蔵	自由権之進化(第2回) 獨逸學方針	1-8 8-21	同年3月15日 リョースレルの肩書きには「獨逸国大学博士」とある。

↖ P.37 に続く

著者	翻訳者	論題	頁数	備考
エ・ホフマン リヨンネ(編述)	飯山正秀 長尾俊二郎	獨逸交通志(第2回) 李国兵役法(第1回) 雑件	21-39 39-51 51-57	「李国リヨンネ」とある。北ドイツ連邦憲法・ドイツ国憲法の一部を引用。 ・獨逸学校昇級及昇期生及入学生 ・電気刑具(埃自由新聞記事) ・選種法 ・播種圃ノ鳥害ヲ防グ法(ベッドフォルドシール, ノーゼムス, ポーワルド氏) ・煙ノ応用法 ・英国牡蠣養殖ノ景況
第7号 イ・シェセームズ エ・ホフマン ローベルト・カイル	関 澄蔵 飯山正秀 今村研介	米国諸学校教授法(第1回) 獨逸交通志(第3回畢) 通俗獨逸民法問答(第5回) 雑件	1-14 14-44 44-58 58-62	同年4月15日 シェセームズ氏は「米国費府大学校教授」とある。 ・協会学校入学生徒及総生徒数 ・仏国大学校の改正 ・英国における種痘の痘苗を動物を使わずにすむ方法発見への懸賞金問題 ・アルベルト・ヘステルの初版本発見にともない1000部を発行 ・P62に明治16年から17年3月31日までの協会本会員・栄誉会員の入会・退会者氏名を掲載。
第8号 加藤弘之(述) イ・シェ・セームズ カ・ハ・ラウ リヨン子	関 澄蔵 山吉盛光 長尾俊二郎	自由権ノ進化(第3回) 米国諸学校政治学教授法 (第2回) 経済学ノ要旨及其道德学 ニ対スル関係 李国兵役法(第2回) 雑件	1-10 10-37 37-46 46-58 58-59	同年5月15日 この論文第2回から「リヨンネ」から「リヨン子」に名称が変わっている。 ・弾鉄車(DDフィラデルフィアデ弾条鋼鉄ヲ以テ諸種ノ車ヲ運転セシムル件)
第9号 ロベルト・フォン・モール イ・シェ・セームズ カ・ハ・ラウ リヨン子	関 澄蔵 関 澄蔵 山吉盛光 長尾俊二郎	精神教育論(第1回) 米国諸学校政治学教授法 (第3回完) 経済学ノ要旨及其道德学 ニ対スル関係(第2回) 李国兵役法(第3回) 雑件	1-17 17-39 40-46 46-58 58-59	同年6月15日 ・人耳音響感覚ノ度 ・三態変更
第10号 カ・ハ・ラウ コンラード・マウレル	山吉盛光 山吉盛光	経済学ノ要旨及其道德学 ニ対スル関係(第3回完) 那威国憲法争議(第1回) 露国ト「モナコ」国トノ 間ニ締結シタル犯罪人引 渡ノ条約 雑件	1-20 20-35 35-52 52-60	同年7月15日 犯罪者引渡しのための条約全19条を掲載。 ・莫爾得炭(モルトケ)の演説(4月25日ドイツ普通新聞) ・気中の塵埃 ・蟻の効用
第11号 ウキルヘルム・ロッツェル ロベルト・フォン・モール コンラード・マウレル	花房直三郎 関 澄蔵 山吉盛光	中央集権及国内小国ノ説 精神教育論(第2回) 那威国憲法争議 (第2回完)	1-24 24-42 42-59	同年8月15日

著 者	翻 訳 者	論 題	頁 数	備 考
		雑件	59-63	・石炭酸ヲ含有スル人糞ノ試験 ・万国製紙需要高(或仏字新聞ノ報スル所) ・倫敦政府ノ文運 ・本会報告(秋春期の総会を合同して開催する旨の通知)
第12号 ドエルリンゲンル・ヨルリ(述)	長尾俊二郎 山吉盛光 岡田稲三郎	東亜細亜ノ製茶及其貿易ノ変遷(独逸政学雑誌) 千七百八十九年ノ仏国革命論行政裁判論(第1回) 雑件	1-11 11-30 30-60 60-64	同年9月15日 上海煥国領事の本国政府への報告が主内容。 独逸国学士とある。 ・亜米利加州独逸学ノ流行(7月5日北独逸普通新聞) ・ブルンチュリー記念会(7月8日維也納新聞) ・北米華盛頓府印刷局(7月8日維也納新聞) ・米国ノ旅客(7月8日維也納新聞)
第13号 山脇玄(述) ブルンチュリー	山縣伊三郎	李国司法制度概論 亜米利加合衆国ノ創建 雑件 本会報告	1-37 37-52 52-56 56-60	同年10月15日 ・李国古物ノ保存法(7月19日北独逸普通新聞) ・避雷要訳(7月24日北独逸普通新聞) ・仏国巴勒府ノ小学校生徒隊(7月15日独逸官報) ・露国ノ馬匹 ・本学校7・9月入学者数 ・普通科優等ニ付進級者名簿 ・本会学校規則改正 ・学資貸与規定 ・本会入退会者名簿
第14号 加藤弘之(述) ブルンチュリー	長尾俊二郎 中根重一 山縣伊三郎	自由権之進化(第4回) 保護自由貿易兩者ノ利害(8月5日発行北独逸普通新聞) 戦時鉄道ノ用(8月8日発行煥国ノイエ・フライエ・プレッセ) 亜米利加合衆国ノ創建(第2回) 雑件 本会記事	1-13 13-22 22-36 36-46 47-52 52	同年11月15日 ・独逸刊行物(7月15日刊行仏国教育雑誌) ・仏国ノ新聞紙 ・米国产牛乳 ・本会第2期総会開催 ・平田東助会長演説文 ・本会学校書籍寄付
第15号 ジークムント・リンデ 山脇玄(述) ブルンチュリー	関 澄藏 山縣伊三郎	開明国農民教育 独逸立法ノ大要 北米合衆国ノ創建(第3回) 雑件 本会録事	1-49 50-58 58-65 65-68 68-69	同年12月15日 ・独逸帝国ノ山林統計(10月4日発行北独逸普通新聞) ・独逸国ノ貧民統計(10月4日刊行官報) ・生命保険(10月8日刊行煥国ノイエ・フライエ・プレッセ) ・入会者名簿 ・明治18年2月新入生募集要項
第16号(明治18年) ジークムント・リンデ	 関 澄藏	土国国債ノ管理法 (千八百八十三年刊行東洋月報) 開明国農民教育(第2回)	1-42 42-57	明治18(1885)年1月15日

↙ P.39 に続く

著者	翻訳者	論題	頁数	備考
山脇玄(述)		独逸立法ノ大要(第2回) 雑件 本会録事 講義会規約	58-69 69-73 73-74 74	・最堅漆喰 ・紙製船舶 ・協会会員数 ・新入会員 ・学生募集 ・東大文学部ラートゲン氏の行政学講義会講義録頒布後、反響あり。継続のための規約を提示。
第17号 ジークムント・リンデ 山脇玄(述)	関 澄藏 中根重一(纂訳)	開明国農民教育論(第3回) 独逸立法ノ大要(第3回) 独逸国貧民救助法 雑件 本会録事	1-29 29-57 57-66 66-74 74	同年2月15日 ・食塩統計 ・太陽ト地球ノ距離 ・独逸国クルップ製造場(84年11月24日刊行独逸官報) ・墺国ノ世襲財産(1884年刊行独逸政学雑誌) ・協会学校定期試験 ・入学志願者数 ・新栄誉会員氏名 ・退会会員氏名 ・栄誉会員太政官御雇独逸人リョースレル氏の仏国革命論寄稿を件至急翻訳す。
第18号 リヨン 山脇玄(述)	中根重一	王室財政論 独逸立法ノ大要(第4回) 雑件 本会報告	1-34 34-54 54-63 63	同年3月15日 ・生存間ノ保険(84年11月6日刊行独逸官報) ・米国保護税ノ利益(84年11月25日刊行独逸官報) ・木材ノ腐朽及火災防禦法 春季総会、会長・委員長病気に付き延期。
第19号 ヨルリー イ・カ・ブルンチュリー	中根重一 山縣伊三郎	行政官吏養成論 北米合衆国ノ創建(第4回) 雑件	1-35 36-58 58-65	同年4月15日 ・欧州諸国財政ノ景況(1月4日発行北独逸普通新聞) ・北地ノ植物 ・鼠ノ駆除スルノ簡法(2月15日発行北独逸普通新聞)
第20号 ブルンチュリー ル・ヨルリー	中根重一 岡田稲三郎	人類ノ性情ハ政治ノ基礎 (第1回) 行政裁判論(第2回) 雑件 本会録事	1-45 45-59 60-76 76	同年5月15日 ・日本商人ノ直輸出(2月8日発行北独逸普通新聞) ・火酒ノ害(ドイツ、ハウスホーヘン氏統計書) ・仏国ノ地価(3月9日発行墺国ノイエ・ライエプレッセ) ・独逸六法出版の件 ・春季総会 ・ドイツ人ドクトル・ヘーリング氏協会学校での授業開始。
第21号 ブルンチュリー リョースレル	中根重一	人類ノ性情ハ政治ノ基礎 (第2回) 本年5月12日独逸学協会 春季総会ニ於イテ協会会 員独逸国博士リョースレル氏ノ演説 雑件 本会録事	1-19 20-35 35-49 49-60	同年6月15日 ・力役社会ノ賃金及稼高(倫敦毎週タイムズ) ・春季総会の件 ・会長北白川宮殿下ノ演説 ・会員西君ノ演説 ・会員加藤弘之君ノ演説 ・新役員表 ・退会・入会者名簿

著者	翻訳者	論題	頁数	備考
第22号 維廉・雷伯 (レーベ) ル・ヨルリー	関 澄蔵 岡田稲三郎	小農生計改良論 日本ノ画工(塙国東洋月報) 行政裁判論(第3回完) 雑件	1-15 15-27 27-48 48-63	同年7月15日 雷伯氏はドイツ農学博士 ・李国ノ地方費 ・亜刺比亜護謨ノ新用法 ・石炭灰ヲ肥料ニ供スルノ利害 ・防火新法
第23号 ハウスホーフェン	関 澄蔵	経済統計論 伯林官立中学校(第一等)校則 貴族学校生徒寄宿舎規則 雑件 国会録事	1-41 41-56 56-68 68-72 72-73	同年8月15日 全36条を掲載。 全14条を掲載。 ・豪州ノ小麦 ・仏国ノ道路 ・樹木導電ノ殊性 ・生徒募集の件 ・新教員司法候補官タリシゲルヒ・ミヘーリス氏9月中旬到着
第24号 ハウスホーフェン メッケル博士(演説)	関 澄蔵	経済統計論(第2回) 穀類改良論(6月20日刊行 独逸農業新聞) 雑件 国会録事	1-13 14-34 34-53 53-54	同年9月15日 ・合衆国ノ農況(5月2日刊行独逸農業新聞)・独逸輸出品見本館(5月20日刊行独逸工業新報)・英国貿易ノ景況(5月20日刊行独逸工業新報) ・出版書籍案内(李国政典3巻・独逸六法訴訟法近刊)・行政学講義録出版 ・ミヘーリス居宅牛込区市ヶ谷左内坂町21番地 新築落成セリ ・志願者数198名(普通科188名専修科10名)合格者数普通科75名専修科4名
第25号 平田東助 パウル・マイエット	平塚定二郎	生産ト消費トノ関係ヲ論ス 経済論(85年9月24日独逸 逸学協会秋季総会ニ於イ テノ演説) 雑件 国会録事	1-16 16-52 52-55 55-59	同年10月15日 ・毛織物ニ綿花ヲ混シタルヲ発見スル法 ・筋力ノ最強時(2件6月25日刊行独逸工業新報) ・本年秋季大会(9月24日小石川植物園にて百余名参会 品川に代り平田会務報告) ・新入会・退会者名簿 ・出版事業(出版件数23種53冊 売り上げ4万2597冊等) ・会員総数119名、名誉会員161名、総計280名。 ・学事(明治17年10月校則改正で変則科廃止するも、18年情願によりて卒業する者16名、卒業証書授与したる者4名。9月専修科開設につき、普通科4級より8名、新募集4名、計12名で専修科4級の授業開始。普通科5級12名、6級39名、7級54名、8級54名、9級124名、10級111名、級外者64名、総計474名)。 ・9月志願者112名(普通科7級以下合格者80名、専修科4名、合格)。 ・教員構成(ドイツ人2名、日本人11名(独逸語7名、漢学3名、数学2名、体操1名))。

↙ P.41 に続く

著 者	翻 訳 者	論 題	頁 数	備 考
第26号 ローレンツ・フォン・スタイン(述) ハウスホーフエル	関 澄藏	東部亜細亜領事裁判論 経済統計論(第3回) 雑件 本会録事	1-56 56-64 64-71 71-72	同年11月15日 編者曰ク、1884年東京日日新聞1月15日付テ英訳ヨリ掲載サレルモ、主趣ヲ意識シタルモノナリ。日本ニ重大ナ関係ヲ有スル故、奥国雑誌ノ原文ニ就キ詳細ニ直訳スル ・各国民ノ工銀及労力(独逸工業新聞) 出版書籍(独逸六法中第4冊訴訟法) ・教師雇入(学校ニ雇入シタルミハエリス・スピントル11日ヨリ授業開始。ミハエルー専修科中経済・民法・法学通論、スピイテール-普通科中独逸語学担当)。 ・10月本会入会者7名 ・ラートゲン氏行政学講義会口語訳9月以来6回 ・講義録1号出版。
第27号 リョースレル ハウスホーフエル	渡邊廉吉 関 澄藏	経済沿革史 経済統計論(第4回) 雑件	1-27 27-56 56-74	同年12月15日 ・露国大学条例52条を掲載。
第28号 牧野孝平 ハウスホーフエル	関 澄藏	支那経済論(第1回) 経済統計論(第5回) 雑件 本会録事	1-18 18-48 48-72 72	明治19(1886)年1月15日 ・露国大学条例第53条より157条までを掲載。 ・行政学講義会再開 ・生徒募集(2月入学専修科3・4級生、普通科5級生以下1月25日まで)
第29号 牧野孝平 リョースレル ハウスホーフエル	渡邊廉吉 関 澄藏	支那経済論(第2回) 経済沿革史(第2回) 経済統計論(第6回) 雑件 本会録事	1-21 21-40 40-55 56-58 59	同年2月15日 ・奥国皇帝勅語ノ要旨(85年9月29日発行北独逸普通新聞) ・行政学講義録の工業・商業・政治に関する部分を「工業政策論」第1号として聴講生・購買者に配布。 ・行政学講義録上を再版し博聞社より販売。 ・協会学校2月1日~8日定期試験、9日~11日入学試験を報(執?)行。
第30号 甘寝齋主人 デルンブルヒ リョースレル	宮島鈴吉 渡邊廉吉	学士區令氏権利争闘論 (第1回) 李国地所帳ノ制度(第1回) 経済沿革史(第3回) 雑件	1-37 37-48 48-59 59-	同年3月15日 ・清国海外貿易(明治18年10月5日倫敦商法会議所雑誌)対英貿易統計等
第31号 イエーリング 牧野孝平 デルンブルヒ	甘寝齋主人 宮島鈴吉	学士區令氏権利争闘論 (第2回) 支那経済論続稿 李国地所帳ノ制度(第2回) 本会録事	1-31 32-42 42-51 51-	同年4月15日 ・東京帝国大学教授、独逸学協会荣誉会員ラートゲン氏の行政学講義会案内、講義録

著者	翻訳者	論題	頁数	備考
				頒布の宣伝。・2月生徒募集 志願者253名、試験入学者113名(普通科5級1名、7級6名、8級21名、9級25名、10級60名)。 ・3月総会を都合により暫時延期する旨連絡。
第32号 イェーリング デルンブルヒ リョースレル	甘寝齋主人 宮島鈴吉 渡邊廉吉	学士匪令氏権利争闘論 (第3回) 普(字)国地所帳ノ制度 (第3回) 経済沿革史(第4回)	1-31 31-39 39-61	同年5月15日 論題には「普国地所帳ノ制度(第三)」とあるが、雑誌巻頭目次には「字国地租帳ノ制度(第三)」とある。
第33号 イェーリング デルンブルヒ リョースレル	甘寝齋主人 宮島鈴吉 渡邊廉吉	学士匪令氏権利争闘論 (第4回) 字国地租帳ノ制度(第4回) 経済沿革史(第5回) 雑件 本会録事	1-25 25-33 34-52 52-62 62	同年6月15日 未完のまま訳稿ならざる故、暫く休載となる。 この回で論題が「地所帳」から「地租帳」に変化 ・社会党理論者 ・社会論ニ関スル稗史 ・独字政典第4巻出版案内 ・独逸六法再版準備案内
第34号 ブルンツリー ロッシュェル デルンブルヒ ルードウッヒハーン	宮島鈴吉	立憲君主政体ノ誤解 殖産ト消費トヲ平衡セシムルノ説 字国地所帳制度(第5回) 普国ノ興王布利特隣大王ノ伝大王幼時ノ教育 雑件	1-7 7-21 21-29 29-46 46	同年7月15日 論題右に「独逸学協会雑誌第三十三号」とあるが、34号の誤り。訳出者名なし。 題目がふたたび「字国地所帳」にもどる。ただし「ノ」が欠落。著者名訳者名も記さず。 ・西亜弗利加独逸殖民地ニ於テ火酒ヲ売買スルノ可否(北独乙普通新聞) ・小学校教育免許規定(明治19年6月21日官報) ・尋常中学校ノ学科及其程度(官報891号明治19年6月22日) ・教育事項(官報893号明治19年6月24日) ・免許状授与規定改正
第35号 政法門 ブルンツリー ブルンツリー 文理門 ルードウッヒハーン 雑録門		自治論ニ関スル諸学士ノ説 独逸大学博士ブルンツリー氏ノ説 (王位)相続法 普国興王布利特隣大王ノ伝(大王少壮ノ時キコスリンニ在テ政務ヲ見習ウ事 銀価ノ低落及農業ノ困難 (フォン・シド・ドッペルフェール著)	1-16 16-30 30-57 57-70	同年8月15日 *この号から「政法門」「文理門」「雑録門」という部門項目の区分が導入される。 *原題目は「相続法」で著者名も記していないが、次号の続編の但書を参照して補う。
第36号 政法門				同年9月15日

↙ P.43 に続く

著 者	翻 訳 者	論 題	頁 数	備 考
ブルンツリー		自治論ニ関スル諸学士ノ説 独逸大学博士ブルンツリー 氏ノ説 王位相続法 (前号ノ続キ)	1-13 13-33	* タイトルに続いて「前号相続法ノ上王位 ノ二字並其下ニ「ブルンツリー氏」著八字 ヲ加エルベキ処編纂ノ誤マレハ此ニ正誤ス」 とある。
文理門 ルードウッヒハーン		普国興王布利特隣大王ノ伝 (前号ノ続キ)	34-62	
第37号 政法門 スタイン		自治論ニ関スル諸学士ノ説 奥国大学博士スタイン氏 ノ説(行政学抄訳) 英国政体ノ現状	1-16 16-38	
ウィクトル・カートフィン 文理門 ルードウッヒハーン 雑録門		独逸大宰相比斯馬耳克侯 (侯)二十年間政蹟抄訳 銀価ノ低落及農業ノ困難 (フォン・シド・ドッペルフル著) 第二「ドクトル」タン子ル氏 子アーベルノ血飲者 独逸大学学生ノ員数 日本語学	38-60 60-73	同年10月15日 * 本編はルードウッヒハーン氏の著書より 抄訳したという但書が添付。 * 奥京維納府「独逸新聞」掲載記事 * 維納府ノ「普通新聞」ノ投書 * チャンパレーン氏日本語学講義囑託 現在暹羅駐劄英国公使「サトー」氏につい て学ぶ。
第38号 政法門		自治論ニ関スル諸学士ノ説 李国大学博士フォン・ス テンゲル氏ノ説(李国行 政法典抄録) 博士シュールチェ氏ノ説李 国々法論	1-33	同年11月15日 * 11月12日報知新聞 * 蘇格蘭教育事務官ノ第十三年版ニ拠レハ……。
文理門 ルードウッヒハーン		普国興王布利特隣大王ノ伝 (大王治下ノ財政・営業 及農業)	33-55	
雑録門		公立小学校月謝 英蘇ノ小学年報	55-57	
第39号 政法門 平田東助 ア・フォン・ブルメリンク		貨幣本位論 刑事司法ニ関スル国家相 互ノ幫助	1-15 15-23	同年12月15日
文理門 ルードウッヒハーン		普国興王布利特隣大王ノ伝 (大王治下ノ司法及其改革)	23-33	
		千八百十九年八月五日ノ 巴威倫国王ノ家憲	33-59	
雑録門		銀価ノ低落及農業ノ困難	59-73	

著 者	翻 訳 者	論 題	頁 数	備 考
		(前々号ノ続キ) 小学校ノ英語学科 フタスチック社 教科用図書検定要旨 ロッセル氏著『農業経済論』 (会員関 澄藏・平塚定二 郎訳)第1冊刊行		* 11月25日報知新聞記事
第40号(明治20年) 政法門 ブルンチュリー ア・フォン・ブルメリンク 文理門 ルードウツヒハーン 雑録門		族民的ノ建国及族民主義 刑事司法ニ関スル国家相 互ノ幫助(前号ノ続キ) 独逸大宰相比斯馬耳克侯 (侯)二十年間ノ政蹟(37 号ノ続キ)(北独逸憲法ノ 為メニ比斯馬耳克侯ノ尽 クシタル努力) ホーエンツォレルン史 学校統計表 ステグリッツ盲院 バーデン公国小学校懲罰 権ノ事 速記法ノ進歩 陸軍大学校大試験 英語ノ小学読本 婦人ニ関スル学校及集会	1-13 13-27 27-53 53-62	明治20(1887)年1月15日 * 著者名は未記載だが、次号の同論文の続 編の但書参照。 * 以上北独逸普通新聞
第41号 政法門 ブルンチュリー ローレンツ・フォン・スタイン 文理門 ルードウツヒハーン 雑録門		族民的ノ建国並族民主義 (前号ノ続キ) 信用ノ本質及其要義ヲ論ス 普国興王布利特隣大王ノ伝 (大王治下ノ教化・学問 及技術) 東印度ノ輸出物ニ及ボセ ル銀価下落ノ影響 奥地利国中学校教師ノ議 院ニ選挙セラレル弊害 学士会員ノ体操撃剣会 伯林大学ノ動物館	1-17 17-28 28-42 42-53	同年2月15日 題目に続き「前号ノ紙上ニブルンチュリー 氏国家論抄訳ノ語ヲ加フルヘキ処編者ノ脱 ニ依リ茲ニ正誤ス」とある。
第42号 政法門 平田東助纂訳 ア・フォン・ブルメリンク		貨幣本位論 刑事司法ニ関スル国家相 互ノ幫助(前四十号ノ続 キ)(完)	1-21 21-31	同年3月15日 * 39号の論文が継続できず、本号より前 論文を継続する旨の文あり。

↙ P.45 に続く

著者	翻訳者	論題	頁数	備考
文理門 ルードウッヒハー ン ルードウッヒハー ン 雑録門		普国興王布利特隣大王ノ伝 (前号ノ続キ) 比斯馬耳克候二拾年間政蹟 (第40号ノ続キ千八百六 十六年迄ノ政略) 死亡者ノ比較 「カツユンヤンメル」 (飲食ヲ過用シタル為メ 生ジタル不快及ビ所勞)ノ 新医療法 樹木学者ノ考究 独逸ノ工技ニ対スル婦女 ノ影響 伯林ノ耶蘇祭市ノ開設時期	31-40 40-55 55-62	* 以上北独逸普通新聞記事
第43号 政法門 平田東助纂訳 ベルル 文理門 雑録門 寄贈書目		貨幣本位論(第42号ノ続) 刑法原理(ベルル氏著刑 法論抄訳) 独逸大宰相比斯馬耳克候 二十年間政蹟抄訳(前号 ノ続キ)千八百六十六年 迄ノ政略 日本人ガ独逸国ノ建築法 ヲ学ブ事 レルンスト・フォン・ウェ ーベル君 皇太子妃殿下保佑ニ属ス ル婦人 本会録事	1-23 23-34 37-57 57-64	同年4月15日 * P.35, 36なし。 ・学校職制の改正 ・独逸人ベオクマン氏 より寄贈された書物27冊
第44号 政法門 ロベルト・フォン・モール ブルンチュリー 文理門 雑録門		民族論 ナチオナリテート(族民主 義)インテルナチオナリテ ート(宇内共和主義)及ビフ マニテート(人性若クハ人 情主義)ブルンチュリー氏 政治学抄訳 コルプ氏文明史編纂ノ主意 凍結シタル植物ヲ救医ス ルノ方法 英国新聞紙ノ統計 埃京維納府大学 英国日曜学校ノ異風 仏国陸軍大臣 本会録事	1-10 10-27 27-40 40-49 49-51	同年5月15日 * ニュースペーパープレスダイレクトリ ー * 北独逸普通新聞抄訳 ・会員井上省三氏遺族より寄贈せられる書 籍書目。

著者	翻訳者	論題	頁数	備考
第45号 政法門 平田東助纂訳		貨幣本論(第43号ノ続 完)各本位方ノ得失並ニ 万国本位締結(前々号ノ続) 普国憲法改革論抄訳	1-21 21-52	同年6月15日 *43号までは「貨幣本位論」とする。
無名氏 文理門		道德ノ改良カ外形ノ改良 乎(コプト氏文明史抄訳)	52-68	
雑録門		独逸及日本 本会録事	68-80 80-81	*87年2月28日刊行独逸普通新聞の記事 中根重一抄訳。 明治20年5月7日春季総会報告・宮中補 助金の廃止。代わりに文部省よりの補助金 交付。普通科は第一高等学校へ入学者を養 成4月司法省より法学士養成補助金下附の 命あり。これにより普通科は大学進学、専 修科は法学士養成の目的確定。・協会入 退会者名。・4月より桂太郎校長就任に つき校則改正(文部省にて稟議中)。・教 場建築中。・6月1日現在専修科29名、 普通科412名。・学校常務員校長教頭幹 事各1名、外国教師6名、日本教師12名、 書記5名。・普通科外国教師1名増員につ き目下ドイツで招聘中。
第46号 政法門 グナイスト		一千八百三十二年、一千 八百六十七年及ヒ一千八 百八十五年ノ三改革案後 ノ英国国憲ノ現状附愛蘭 土問題 普国憲法改革論抄訳(前 号ノ続キ)	1-20 20-46	同年7月15日
無名氏原書		独逸学協会学校生徒養成法	47-66	*「明治20年6月7日独逸学協会総会ニ於 テナシタル本校教師アッセソール・ドクト ル・ミハエリス氏演説」とある。
ミハエリス		瓦敦堡(ウウルアムバルク) 直税法新案	66-70	*ヴィッテルベルクのことか。 4月19日独逸普通新聞記事
第47号 政法門		一千八百三十二年、一千 八百六十七年及ヒ一千八 百八十五年ノ三改革案後 ノ英国国憲ノ現状附愛蘭 土問題(前号ノ続キ) 普国憲法改革論抄訳(前 号ノ続キ)	1-21 21-30	同年8月15日
無名氏原書		集権及分権論	30-52 52-63	
文理門 イ・カ・ブルンチュリー 雑録門		東亜細亞ノ貿易場、日本 輸入貿易ノ現状 本会録事		*独逸キョロン新聞抄訳 ・独逸人スピネル氏より寄贈された書籍 書目、哲学集11冊。

↙ P.47 に続く

著 者	翻 訳 者	論 題	頁 数	備 考
第48号 政法門 無名氏原書 文理門 イ・カ・ブルンチュリー イ・カ・ブルンチュリー 雑録門 エ・エックス・フォン・ノイマン スバラート述	中根重一	一千八百三十二年、一千八百六十七年及ヒ一千八百八十五年ノ三改革案後ノ英国国憲ノ現状附愛蘭土問(題)(前号ノ続キ) 国民代議ノ組織(普国憲法改革論ノ続キ) 集権及分権論(前号ノ続キ) 集権及分権論(続訳) 宇内経済ノ前途 本会録事	1-15 15-28 28-34 34-46 46-60 60	同年9月15日 * 1887年5月19日刊行維也納商業雜誌記事の訳。 ・独逸人エンレイト氏より寄贈せられた「独帝ジスマーク公ノ伝」全1冊。
第49号 政法門 橘園主人(稿) 文理門 イ・カ・ブルンチュリー 雑録門		政費論 一千八百三十二年、一千八百六十七年及ヒ一千八百八十五年ノ三改革案後ノ英国国憲ノ現状附愛蘭問題(前号ノ続) 集権及分権論(前号ノ続) 国際法ノ改正及編纂 露国財政ノ困難	1-13 13-31 31-46 46-51	同年10月15日 * 87年8月12日刊行独逸普通新聞掲載記事 * 87年8月12日刊行独逸普通新聞掲載記事
第50号 政法門 橘園主人(稿) 関 澄蔵編述 文理門 雑録門	山吉盛光(纂訳)	マルチウス氏ノ人口論ハ前世紀ノ妄説ナリ 合本会社論 独逸文学ノ沿革(第1回) 日本北海道ニ関スル独逸新聞ノ評定 万国電信会議 伊夫利国鉄道新条例 匈加利上院ノ改革 西比利亚及中央亞細亞鉄道ノ布設 仏領東亞細亞ノ商況 赤十字社ノ會議	1-12 12-27 27-41 41-60	同年11月15日 表紙に「第1回」とある。 * 8月19日刊行独逸普通新聞掲載記事 * 独逸政学雑誌記事 * 独逸政学雑誌記事 * 独逸政学雑誌記事 * 8月21日アルゲマイネツァイトゥック掲載記事 * 8月21日アルゲマイネツァイトゥック掲載記事 * 8月21日アルゲマイネツァイトゥック掲載記事
第51号 政法門 グスターフ・シュン・モレル述 マツキス・ウキルト	花房直三郎 逐鹿学人	亞米利加ノ競争並ニ歐羅巴中部、就中独逸農業ノ景況(第1回) 地租論(第1回)	1-26 26-38	同年12月15日

著者	翻訳者	論題	頁数	備考
文理門 プロフ・エッソル、 ハインリヒ・エッセル (瑞西国) 雑録門		他国ノ内政ニ交渉スルノ 是非 羅馬法王ノ仲裁裁判 英国選挙法改革	38-51 51-62	* 独逸政学雑誌掲載記事 * 独逸政学雑誌掲載記事
第52号 政法門 マツキス・ウキルト 文理門 平田東助演説 シュンベルヒ 雑録門	逐鹿学人	地租論(第2回) 日本文学ノ方針 工業教育論 独逸民法編纂ノ事業 独逸国民事件訴訟ノ件数	1-29 30-37 37-58 58-60	明治21(1888)年1月15日 * 明治20年12月17日独逸学協会学校にお ける演説。 * 明治16年8月29日刊独逸普通新聞記事 * 独逸普通新聞記事
第53号 政法門 グスターフ・シュン・モレル述 関 澄藏編述 文理門 雑録門	花房直三郎	亜米利加ノ競争並ニ歐羅 巴中部、就中独逸農業ノ 景況(承前) (第2回) 合本会社論(承前) 独逸国農業一斑 地方債ニ関スル欧州各国 ノ制規 汽船会社補助金	1-20 20-49 49-60 60-64	同年2月15日 著者・訳者名は未記載ながら51号を参照 すると同一か。
第54号 政法門 フホン・ヘルフェーリヒ 文理門 雑録門	橋園主人 山吉盛光纂訳	租税ト国民経済トノ関係 工業教育論 独逸国文学ノ沿革(第2回) 貧窮ノ原因 千八百八十二年乃至八十 七年ノ不動産売処分ニ 係ル李国大臣ノ報告	1-16 17-47 48-63 64	同年3月15日 末尾に「未完」と記す。 * 52号の続編。著者シュンベルヒ 訳者 不詳(甲)職工徒弟養成法(乙)工業練習場 * 87年12月22日北独逸普通新聞記事 * 87年12月22日北独逸普通新聞記事
第55号 政法門 マツキス・ウキルト 文理門 雑録門	逐鹿学人 山吉盛光(纂訳)	地租論(第3回) 独逸文学ノ沿革(承前) 独逸国兵役制度改正法案	1-20 20-45 45-63	同年4月15日 * 87年12月21日刊行独逸国普通新聞記事
第56号 政法門 マツキス・ウキルト	逐鹿学人	地租論(第4回)	1-15	同年5月15日

↖ P.49 に続く

著 者	翻 訳 者	論 題	頁 数	備 考
グスターフ・シュン・モレル述 文理門 雑録門	花房直三郎	亜米利加ノ競争並ニ歐羅巴中部、就中独逸農業ノ景況(承前)(第3回) 独逸帝国宰相比斯馬克侯ノ演説 独逸民法草案	15-31 32-48 48-60	53号備考参照。 87年12月ニDrパーパー氏ノ見舞レシ……(ビスマルクに進言された民法草案の編纂状況の情報など)。
第57号 政法門 マツキス・ウキルト 文理門 雑録門	逐鹿学人	地租論(第5回) 独逸帝国宰相比斯馬克侯ノ演説(2回畢) 孛国小学校教師ノ俸給 英国ノ地方自治制新 独逸国銀行一覽	1-11 12-53 54-58	同年6月15日 * 北独逸普通新聞記事 * 北独逸普通新聞記事
第58号 政法門 ローベルト・フォン・モール 原述 マツキス・ウキルト 文理門 アドルフ・ワグ子(ネ)ル 雑録門	逐鹿学人	法律制定ノ因由 地租論(第6回)(完) 俸給政治(未完) 独逸国先帝フリードリヒ 3世ノ大赦令 奥匈国及独逸国技術高等 学校一覽 英・仏・伊・露四国ノ銀 行一覽	1-14 14-30 31-44 44-59	同年7月15日
第59号 政法門 ローベルト・フォン・モール 原述 ローベルト・フォン・モール 原述 アドルフ・ワグ子(ネ)ル 文理門 テオドル・フォン・デル・コルツ 雑録門		法律制定ノ時期 法律ノ趣意ニ関スル要件 俸給政治(第2回未完) 農業ノ収益(未完) 独逸中学校ノ自国語学科 各国教育費概算	1-6 7-24 24-41 41-49 50-55	同年8月15日 * 58号の続きか。 * 北独逸普通新聞記事
第60号(未確認)				

著 者	翻 訳 者	論 題	頁 数	備 考
第61号(未確認)				
第62号(未確認)				
第63号(未確認)				
第64号(未確認)				
第65号 政法門 ドクトル・ミハエリス (演説) ドクトル・ワイベルト 文理門 雑録門		刑事統計及道徳 演説相続法ノ続(完) 孝国市町村財政論 (前号ノ続) 欧州不景気ノ原因 (前号ノ続)	1-12 13-36 36-50 50-58	明治22(1889)年2月15日 * 末尾に「以下次号」とある。 末尾に「未完」とする。
第66号 政法門 ドクトル・ミハエリス (演説) 文理門 ドクトル・ブッセ (演説) 雑録門	服部甲子造(口訳)	刑事統計及道徳(第2回完) 孝国地方財政論(第3回) 哲理道徳論 農業及貨幣本位論 魯国虚無党ノ縁起	1-21 22-36 36-51 51-64	同年3月15日 * 末尾に「以上追出」とある。 * 巻頭に「千八百八十八年十二月三十日ノ北独逸普通新聞ニ国会議員ミルバッハ、ソルックエッテン伯ノ農業及ビ貨幣本位論ヲ載セタリ今之ヲ訳出シテ読者ノ参考ニ供ス」とある。